

しょうがい かん 障害に関するシンボルマークについて

障害に関するマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。

各マークの詳細・使用方法などは、各関係団体にお問い合わせください。



障害者のための国際シンボルマーク

障害のある人々が利用できる建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523



盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークです。信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに設置・添付されています。

社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886



身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。（努力義務）このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

各警察署



聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。（義務）このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

各警察署



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX 03-3354-0046



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務づけられています。

東京都福祉局障害者施策推進部企画課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413



オストメイトマーク

オストメイト（人工肛門・人工ぼうこうを造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレなどの設備があることを示す場合などに使用されています。

公益社団法人日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682



ハート・プラスマーク

身体内部に障害のある方を表しています。内部障害・内部疾患は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。

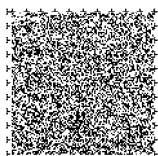
特定非営利活動法人ハート・プラスの会 <https://www.normanet.ne.jp/h-plus/>



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

東京都福祉局障害者施策推進部企画課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413



※各マークの色については実際の色とは一致しない場合があります。